

三次市会計年度任用職員受験案内

<p>職 種 ・ 職 の 概 要</p>	<p>議長公用車運転専門員</p> <p>市議会の議長公用車の運転業務を円滑に行うため設置する職であり、議長の会議出席等のための公用車運転業務等を担います。</p>
<p>募 集 人 数</p>	<p>パートタイム：1人</p>
<p>申込受付期間</p>	<p>令和5年1月23日（月）午前8時30分から 令和5年2月 1日（水）午後5時15分まで</p>
<p>業 務 内 容</p>	<p>市議会議長の会議出席等のための公用車運転ほか</p>
<p>受 験 資 格</p>	<p>次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年4月1日に採用可能である人 2 パートタイム（週20時間）の勤務が可能である人 3 普通自動車運転免許（AT限定可）を取得している人 4 過去に5年以上、自動車運転業務の実務経験を有する人 <p>※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 (2) 三次市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
<p>受 験 手 続</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 提出書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 履歴書（申込書）【指定様式】 必要事項を自書又は入力してください。申込前6か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm）を所定の位置に貼ってください。 (2) 運転免許証（写し） 受験資格3を満たすことが分かる書類として、運転免許証の写しを提出してください。 2 提出方法・期限 <ol style="list-style-type: none"> (1) 直接持込み 申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし、土・日曜日、祝日は受付しておりませんので注意してください。 (2) 郵送 提出書類を角形2号封筒（24.0cm×33.2cm）に入れ、封筒の表左下に赤字で「採用試験申込（議長公用車運転専門員）」と書き、裏に差出人の住所・氏名を明記し、郵送してください（申込受付期間内必着）。 ※提出された書類等はお返ししません。
<p>試 験</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 申込日現在、三次市会計年度任用職員の議長公用車運転専門員として任用されている方 <u>書類選考のみ</u> これまでの勤務実績・態度及び能力等を考慮して選考します。 ※再度の面接試験は実施しません。 2 1以外の方 <u>面接試験（個人ごとの面接による口述試験 約10分）</u> 試験日時等の詳細は、受験申込者に別途連絡します。 指定された試験日時を変更することはできません。

審査・合格～採用	審査	合否については、面接試験、書類選考等による総合的な審査により決定します。
	合格発表	合格発表の時期は、試験当日にお知らせします。受験者全員に合否の結果を文書で通知します。なお、電話等での合否の問い合わせにはお答えできません。
	名簿登載 (職種別)	試験合格者は採用候補者名簿に成績順に登録されます。採用候補者の名簿登録期間は、令和6年3月31日までです。 ※受験資格を満たさない場合は採用される資格を失います。
	採用決定	採用候補者名簿登載者を令和5年4月1日に採用します。 ※予算の都合等により採用されない場合があります。
個人情報の取扱い	履歴書(申込書)等に記載された個人情報については、この試験の実施及び採用後の人事管理上の目的に限り使用します。	
主な勤務条件	任用期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで ※条件付採用期間有
	勤務場所	三次市役所のほか、市議会正副議長の出張地の範囲内
	勤務時間	月曜日から金曜日 1週間につき20時間勤務 ※勤務時間は週勤務時間の割振りにより別途定める ※6時間を超える勤務を要する場合は休憩時間60分有 ※公務のための臨時又は勤務の必要による時間外勤務有
	休日	土・日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3) ※振替有 ※週勤務時間の割振りによっては指定休有
	休暇制度	年次有給休暇、特別休暇(有給・無給)ほか
	報酬	(行政職給料表1-28号給)月額121,034円
	手当制度	時間外勤務報酬、休日勤務報酬、通勤手当(費用弁償)、期末手当ほか
	福利厚生	健康保険(市町村職員共済組合短期組合員)、厚生年金保険、雇用保険、災害補償等
	服 務	地方公務員法第30条から第37条の規定が適用されます。
	分限・懲戒	地方公務員法第28条(分限)及び第29条(懲戒)の規定が適用されます。
申 込 先 問 合 せ 先	〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号 三次市議会事務局 議事係(市役所東館7階) TEL 0824-62-6105 FAX 0824-62-6137 受付時間：月～金曜日の8:30～17:15(祝日を除く)	

※採用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は、その規定に従います。